

群馬県適正化通信 NO.30

乗務員及び運転者が遵守すべき事項について

貨物自動車運送事業輸送安全規則では、輸送の安全の確保に関する事項について、貨物自動車運送事業者が遵守すべき事項と、乗務員が遵守すべき事項を定めています。

日頃、運転者に対しては告示に基づく指導及び監督を実施していることと思いますが、合わせて乗務員が遵守すべき事項についても確認をしていただき、プロドライバーとしてやらなければならない事、心掛けなければならない事等、輸送の安全に対する基本的な取り組みの徹底をお願いします。

●貨物自動車運送事業輸送安全規則

第2節 乗務員が遵守すべき事項

(乗務員) → 目か手

第16条 貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 酒気を帯びて乗務しないこと。
- 2 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- 3 事業用自動車に貨物を積載するときは、第5条（※参照）に定めるところにより積載すること。
- 4 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不良となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

※（貨物の積載方法）

第5条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、次に定めによらなければならない。

- 1 偏荷重が生じないように積載すること。
- 2 貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートをかけること等必要な措置を講ずること。

(運転者)

第17条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

・注 運転者は酒気を帯びた状態であるときは、その旨を事業者に申し出ること。

(平成22年4月28日公布施行)

- 2 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項（日常点検整備）の規定による点検を実施し、又はその確認をすること。

- 3 乗務を開始しようとするとき、第7条第3項（点呼等）に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、第7条第1項から第3項までの規定により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者これらの規定による報告をすること。
- 4 乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告をすること。
- 5 他の運転者と交替して乗務を開始しようとするときは、当該他の運転者から前号の規定による通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検をすること。
- 6 第8条第1項（乗務等の記録）の規定による記録（同条第2項の規定により、同条第1項の規定により記録すべき事項を運行記録計による記録に付記する場合にあっては、その付記による記録）をすること（一般貨物自動車運送事業者等の運転者に限る。）
- 7 第9条の3第1項（運行指示書による指示等）の規定により一般貨物自動車運送事業者等が作成する運行指示書を乗務中携行し、同条第2項の規定により運行指示書の記載事項に変更が生じた場合に携行している運行指示書に当該変更の内容を記載すること。
- 8 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

○乗務員とは

運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員をいいます。運転者は、乗務員の遵守事項に加えて、運転者の遵守事項を守らなければなりません。

《トラックドライバーの安全運転継続のための心得》

運転前の心得

- 1 交通事故の悲惨さを再認識すること
- 2 出発前に気分を切替えておくこと
- 3 仕事のパートナーである車両を点検しておくこと
- 4 天気予報や道路交通情報を収集しておくこと

運転中の心得

- 1 安全運転の基本動作を励行すること
- 2 関連する法令を遵守すること
- 3 「譲り合う」というおおらかな気持ちを忘れないこと
- 4 自分の運転技術・技量を過信しないこと
- 5 事故防止の決め手は「徐行」と「一時停止」が重要と認識すること
- 6 運転中はいつも「何か起こるかもしれない運転」を心掛けること

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821